

安全安心施設設置等事業補助金の概要

補助の概要 来街者の安全安心を支える公共性の高い施設を設置または維持管理する場合、その費用の一部を補助します。

補助対象者 商店街振興組合、事業協同組合、任意商店会、まちづくり会社

1 施設を建設または設置する場合

補助対象事業 街路灯（1基以上）、駐車場（普通乗用車10台以上収容可能なもの）、イベント広場（ストリートファニチャーを含む）、駐輪場、放送設備、防犯カメラ
上記に掲げるもののほか、商店街等の利便、活性化に寄与するものと市長が認めるもの

補助対象経費 施設の建設又は設置に要した設計費、工事管理費及び工事費

補助金額 中心市街地活性化基本計画に基づき実施する事業 補助対象経費の3分の2以内
上記以外の事業 補助対象経費の3分の1以内

補助限度額 街路灯 1基あたり全部建替えの場合 30万円 一部付替えの場合 20万円
駐車場 1,000万円
イベント広場 500万円
駐輪場 200万円
放送設備 100万円
防犯カメラ 50万円
上記以外のもの 市長が認める額

2 施設を維持管理する場合

補助対象事業 街路灯（1基以上）、放送設備、防犯カメラ

補助対象経費 電気料（街路灯のみ）、修繕費（電球交換、ポール塗装、部品交換など軽微なものに限ります）

補助金額 補助対象経費の3分の1以内

補助限度額 街路灯（電気料、修繕費） 上限なし
放送設備、防犯カメラ（修繕費） 10万円

補助金交付までの流れ

※ 補助金の活用をお考えの方は、事業実施日の2か月前を目安に、商工課へご相談ください。

1

補助金の交付申請

事前に商工課へご相談のうえ、補助金交付申請書等の必要書類を市へ提出してください。内容に不備がなければ交付決定通知書を交付します。



2

工事等の契約・着工（着手）



補助金の交付決定を受けてから、工事等の契約・着工（着手）をしてください。

※ 必要な手続きを経ずに、交付決定前に契約・着工（着手）した工事等は、補助の対象になりません。

3

補助金の額の確定・支払い



工事等が完了し、代金の支払い終了後、実績報告書等の必要書類を市へ提出してください。書類や現場を確認のうえ、補助金の額を確定し、お支払いをします。

